平成２６年（再イ）第６２号
兵庫県芦屋市朝日ケ丘町６番23―102号
再生債務者　米田　信吉
1　決議に付する再生計画案　平成27年４月２日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年４月30日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年４月30日まで
平成27年４月９日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２６年（再イ）第６９号
兵庫県西宮市桜谷町８番20号
再生債務者　井田　久孝
1　決議に付する再生計画案　平成27年４月１日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年４月30日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年４月30日まで
平成27年４月９日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２６年（再イ）第５４号
兵庫県尼崎市神田南通３丁目57番地の34セレーノ尼崎806号
再生債務者　トータルインテリアヤマダこと　山田　哲也
1　決議に付する再生計画案　平成27年４月８日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年５月１日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年５月１日まで
平成27年４月10日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２７年（再イ）第１号
北九州市小倉南区中曽根１丁目６番１―402号
再生債務者　吉田　壽彦
1　決議に付する再生計画案　平成27年４月８日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年５月１日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年５月１日まで
平成27年４月10日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（再イ）第２号
神戸市西区南別府１丁目18番地の11　パールハイツ402号
再生債務者　一杉　　浩
1　決議に付する再生計画案　平成27年３月27日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年５月11日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年５月11日まで
平成27年４月９日
神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２７年（再イ）第３号
神戸市西区月が丘３丁目１番地の６
再生債務者　永野　幹雄
1　決議に付する再生計画案　平成27年４月８日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年５月11日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年５月11日まで
平成27年４月９日
神戸地方裁判所明石支部再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２７年（再イ）第２号
福岡県大牟田市鳥塚町８番地109
再生債務者　市川　　明
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成27年４月９日
福岡地方裁判所大牟田支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第１号
兵庫県宝塚市中山台１丁目３番14号
再生債務者　山口　公寛
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年４月３日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年４月30日まで
平成27年４月９日　神戸地方裁判所伊丹支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第６号
北九州市門司区吉志新町３丁目６番19号
再生債務者　榮　　武司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月８日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（再ロ）第１００５６号
東京都三鷹市野崎２―11―９―210
再生債務者　森田　晃次
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月９日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再ロ）第１００５７号
東京都三鷹市野崎２―11―９―210
再生債務者　森田　千枝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月９日
東京地方裁判所民事第20部

国土交通省共済組合定款の一部変更について

国土交通省共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のように変更する。
平成 27 年３月 31 日
国土交通省共済組合代表者
国土交通大臣　太田　昭宏

第13条第１号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、「第２条第２項」を「第２条第４項」に改める。

第29条第１項の表中「$\frac{43.90}{1,000}$」を「$\frac{40.60}{1,000}$」に、「$\frac{6.41}{1,000}$」を「$\frac{5.69}{1,000}$」に、「$\frac{41.54}{1,000}$」を「$\frac{38.34}{1,000}$」に、「$\frac{46.26}{1,000}$」を「$\frac{42.86}{1,000}$」に、「$\frac{87.80}{1,000}$」を「$\frac{81.20}{1,000}$」に、「$\frac{12.82}{1,000}$」を「$\frac{11.38}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{43.90}{1,000}$」を「$\frac{40.60}{1,000}$」に、「$\frac{6.41}{1,000}$」を「$\frac{5.69}{1,000}$」に、「$\frac{46.26}{1,000}$」を「$\frac{42.86}{1,000}$」に改める。

附　則
1　この変更は、平成27年４月１日から施行する。
2　変更後の第29条第１項及び第２項の規定は、平成27年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成 27 年４月 20 日　　静岡県教育委員会
1　免許状の種類、授与権者、本籍地、氏名
(1)　高等学校教諭１種免許状（商業）、静岡県教育委員会、静岡県、近藤　美樹
2　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第１号該当

火薬類取締法に基づく指定保安検査機関の指定に関する公示

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第35条第１項第１号の規定により、指定保安検査機関を指定したので、同法第53条第１項第１号の規定に基づき、次のとおり公示する。
平成 27 年４月 20 日
岩手県知事　達増　拓也
1　名称：一般社団法人岩手県火薬類保安協会
2　所在地：岩手県盛岡市松尾町17番９号
3　指定の区分：火薬類取締法施行規則第81条の11の14第１項第３号で規定する火薬庫の保安検査を行う者としての指定
4　指定区域：岩手県
5　指定の期間：平成27年４月１日から５年間